

## 平成30年度 第1回

### 浦添市・中城村・北中城村ごみ処理施設連絡会議 議事要旨

日時：平成30年7月31日（火） 14：50 ～ 15：20

場所：浦添市役所 4階 企画調整会議室

#### 議題

- 報告1 事務の委託に関する法定協議について
- 議事1 浦添市・中城村・北中城村ごみ処理施設連絡会議会則について
- 議事2 浦添市・中城村・北中城村ごみ処理施設連絡会議の進め方について
- 報告2 新クリーンセンター施設整備計画のスケジュールについて

#### 配付資料

- 資料1 広域化の手続の流れ
- 資料2 浦添市・中城村・北中城村ごみ処理施設連絡会議会則（案）
- 資料3 浦添市・中城村・北中城村ごみ処理施設連絡会議の進め方
- 資料4 新クリーンセンター施設整備計画スケジュール

#### 出席者

- 会長 浦添市長 松本哲治
- 委員 中城村長 浜田京介
- 委員 北中城村長 新垣邦男

#### 会議結果

- ・議事1について、資料2のとおり連絡会議会則を制定することを確認した。
- ・議事2について、資料3のとおり連絡会議の進め方について確認した。
- ・報告2について、平成39年度から供用開始するというスケジュールは最大を見込んだものであり、環境アセスメントや工事の進捗によってはスケジュールが短縮される可能性があることを確認した。

# 浦添市・中城村・北中城村ごみ処理施設連絡会議

## 第1回

日 時：平成30年7月31日(火)

14時00分～15時00分

場 所：本庁4階 企画調整会議

事務局：浦添市 市民部

新クリーンセンター建設室

## 会 次 第

■ 進行 …………… 会 長 (連絡会議会則第10条)

### 【報告1】

事務の委託に関する法定協議について……………資料-1

### 【議事1】

浦添市・中城村・北中城村ごみ処理施設連絡会議会則について……………資料-2

### 【議事2】

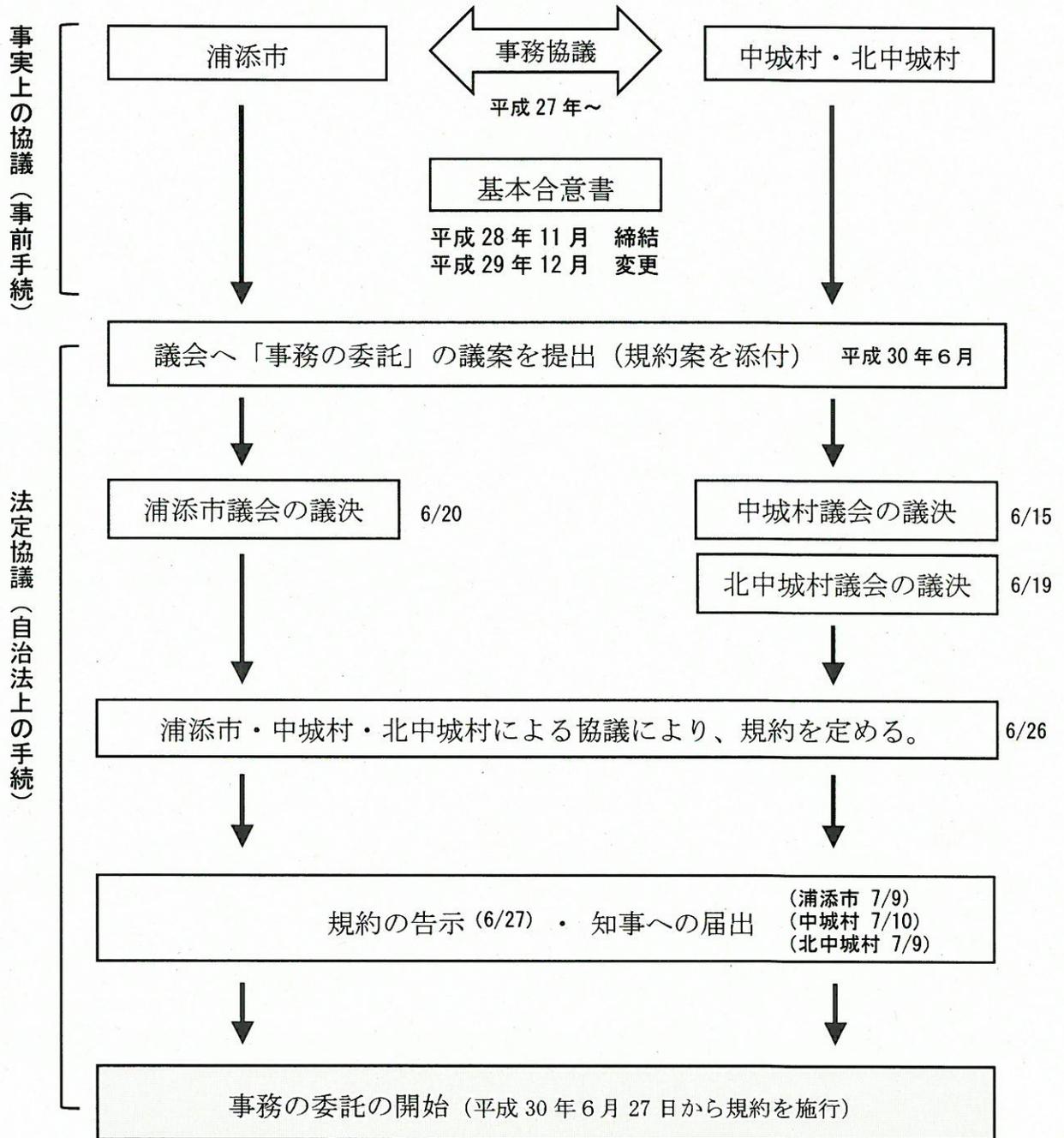
浦添市・中城村・北中城村ごみ処理施設連絡会議の進め方について……………資料-3

### 【報告2】

新クリーンセンター施設整備計画のスケジュールについて……………資料-4

■ 閉会 …………… 会 長

### 広域化の手續の流れ



#### 【地方自治法の規定】

議案の提出 … 法第 252 条の 14 第 3 項 (準用⇨第 252 条の 2 第 3 項本文)

協議・規約 … 法第 252 条の 14 第 1 項

規約の告示 … 法第 252 条の 14 第 3 項 (準用⇨第 252 条の 2 第 2 項)

知事への届出 … 法第 252 条の 14 第 3 項 (準用⇨第 252 条の 2 第 2 項)

# 協 議 書

中城村と浦添市は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、以下のとおり協議する。

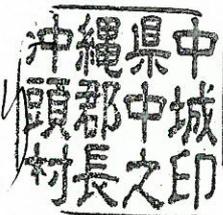
- 1 中城村は、新たに設置するごみ処理施設の整備等に関する事務の管理及び執行を浦添市に委託する。
- 2 事務の委託の規約は、別紙「中城村と浦添市との間におけるごみ処理施設の整備等に関する事務の委託に関する規約」のとおりとする。

この協議の証として、本協議書 2 通を作成し、双方署名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 30 年 6 月 26 日

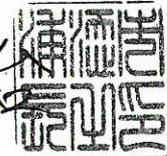
中城村長

洪 田 真



浦添市長

松本 哲



中城村と浦添市との間におけるごみ処理施設の整備等に関する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 中城村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、一般廃棄物（可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみに限る。）の処理に関する事務のうち、新たに設置するごみ処理施設の整備等に関する次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を浦添市に委託する。

- (1) ごみ処理施設の建設に関する事務
- (2) ごみ処理施設の運営に関する事務
- (3) ごみ処理施設の廃止に関する事務

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、浦添市の条例、規則その他規程（以下「条例等」という。）の定めるところに従って行うこととする。

(経費の負担等)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、中城村が負担するものとし、中城村は、これを浦添市に納付するものとする。

- 2 前項の経費の額及び納付の時期は、中城村と浦添市が協議して定める。この場合において、浦添市は、あらかじめ当該経費の見積りに関する書類（事業計画案その他財政計画の参考となるべき書類を含む。）を中城村に送付するものとする。
- 3 各年度において、委託事務の管理及び執行に浦添市が要した経費のうち、中城村が浦添市に納付した額に過不足があるときは、中城村と浦添市が協議してこれを調整するものとする。

(予算の計上)

第4条 浦添市は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、浦添市の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(収入)

第5条 委託事務の管理及び執行に伴う収入は、全て浦添市の収入とする。

(予算の繰越)

第6条 浦添市は、各年度において、その委託事務の執行に係る予算に残額があるときは、これを翌年度における経費として繰り越して使用するものとする。この場合において、浦添市は、繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後に、速やかに中城村に提出するものとする。

(決算の場合の措置)

第7条 浦添市は、地方自治法第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分の中城村に通知するものとする。

(連絡会議)

第8条 浦添市は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、定期に中城村と連絡会議を開くものとする。ただし、中城村から申出があるときは、臨時に連絡会議を開くことができる。

2 前項の規定にかかわらず、浦添市は臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等の制定又は改廃の場合の措置)

第9条 浦添市は、委託事務の管理及び執行について適用される浦添市の条例等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ中城村に通知し、連絡会議において協議するものとする。

2 浦添市は、前項の条例等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該条例等の中城村に通知するものとする。

3 前項の規定による通知があったときは、中城村は直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、中城村と浦添市が協議して定めるものとする。

附 則

1 この規約は、平成30年6月27日から施行する。

2 中城村は、この規約の告示の際併せて委託事務に関する浦添市の条例等が、中城村に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

3 委託事務の全部又は一部を廃止するときは、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、当該廃止の日をもってこれを打ち切り、浦添市がこれを決算する。この場合において、決算に伴って剰余金又は不足金が生じたときは、この処理について中城村と浦添市が協議して定めるものとする。

# 協 議 書

北中城村と浦添市は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、以下のとおり協議する。

- 1 北中城村は、新たに設置するごみ処理施設の整備等に関する事務の管理及び執行を浦添市に委託する。
- 2 事務の委託の規約は、別紙「北中城村と浦添市との間におけるごみ処理施設の整備等に関する事務の委託に関する規約」のとおりとする。

この協議の証として、本協議書 2 通を作成し、双方署名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 30 年 6 月 26 日

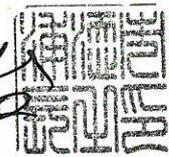
北中城村長

新垣 邦 男



浦添市長

松本 哲 治



北中城村と浦添市との間におけるごみ処理施設の整備等に関する事務の委託  
に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 北中城村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、一般廃棄物（可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみに限る。）の処理に関する事務のうち、新たに設置するごみ処理施設の整備等に関する次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を浦添市に委託する。

- (1) ごみ処理施設の建設に関する事務
- (2) ごみ処理施設の運営に関する事務
- (3) ごみ処理施設の廃止に関する事務

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、浦添市の条例、規則その他規程（以下「条例等」という。）の定めるところに従って行うこととする。

(経費の負担等)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、北中城村が負担するものとし、北中城村は、これを浦添市に納付するものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、北中城村と浦添市が協議して定める。この場合において、浦添市は、あらかじめ当該経費の見積りに関する書類（事業計画案その他財政計画の参考となるべき書類を含む。）を北中城村に送付するものとする。

3 各年度において、委託事務の管理及び執行に浦添市が要した経費のうち、北中城村が浦添市に納付した額に過不足があるときは、北中城村と浦添市が協議してこれを調整するものとする。

(予算の計上)

第4条 浦添市は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、浦添市の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(収入)

第5条 委託事務の管理及び執行に伴う収入は、全て浦添市の収入とする。

(予算の繰越)

第6条 浦添市は、各年度において、その委託事務の執行に係る予算に残額があるときは、これを翌年度における経費として繰り越して使用するものとする。この場合において、浦添市は、繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後に、速やかに北中城村に提出するものとする。

(決算の場合の措置)

第7条 浦添市は、地方自治法第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を北中城村に通知するものとする。

(連絡会議)

第8条 浦添市は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、定期的に北中城村と連絡会議を開くものとする。ただし、北中城村から申出があるときは、臨時に連絡会議を開くことができる。

2 前項の規定にかかわらず、浦添市は臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等の制定又は改廃の場合の措置)

第9条 浦添市は、委託事務の管理及び執行について適用される浦添市の条例等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ北中城村に通知し、連絡会議において協議するものとする。

2 浦添市は、前項の条例等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該条例等を北中城村に通知するものとする。

3 前項の規定による通知があったときは、北中城村は直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、北中城村と浦添市が協議して定めるものとする。

附 則

1 この規約は、平成30年6月27日から施行する。

2 北中城村は、この規約の告示の際併せて委託事務に関する浦添市の条例等が、北中城村に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

3 委託事務の全部又は一部を廃止するときは、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、当該廃止の日をもってこれを打ち切り、浦添市がこれを決算する。この場合において、決算に伴って剰余金又は不足金が生じたときは、この処理について北中城村と浦添市が協議して定めるものとする。

## 浦添市・中城村・北中城村ごみ処理施設連絡会議会則（案）

（趣旨）

第1条 この会則は、次に掲げる規約に基づき、連絡会議の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(1) 中城村と浦添市との間におけるごみ処理施設の整備等に関する事務の委託に関する規約

(2) 北中城村と浦添市との間におけるごみ処理施設の整備等に関する事務の委託に関する規約

（合同設置）

第2条 連絡会議は、浦添市、中城村及び北中城村が合同して設置する。

（名称）

第3条 連絡会議は、浦添市・中城村・北中城村ごみ処理施設連絡会議という。

（所掌事務）

第4条 連絡会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

(1) ごみ処理施設の建設、運営及び廃止に係る連絡調整に関すること。

(2) 委託事務に係る予算及び決算に関すること。

(3) その他必要な事項に関すること。

（組織）

第5条 連絡会議は、会長及び委員2人をもって組織する。

（会長）

第6条 会長は、浦添市長とする。

2 会長は、連絡会議の事務を統括し、連絡会議を代表する。

（委員）

第7条 委員は、中城村長及び北中城村長とする。

（会長の職務代理者）

第8条 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、浦添市長の職務代理者が会長の職務を代理する。

（招集）

第9条 連絡会議は、会長が招集する。

2 連絡会議は、年2回これを招集する。

3 会長は、必要があると認めるときは、臨時に連絡会議を開くことができる。

4 前2項に定めるもののほか、委員から連絡会議の招集の請求があるときは、会長は、連絡会議を招集しなければならない。

(運営)

第10条 連絡会議は、委員の全員が出席しなければ開くことができない。

2 委員がやむを得ない理由により連絡会議に出席できない場合は、当該委員が指定する職員をもってその職務を代理させることができる。

3 会長は、連絡会議の議長となる。

4 会長は、第4条に規定する所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第11条 連絡会議に、その所掌事務について協議させるため、幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織し、別表第1に掲げる職にある者を充てる。

3 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 第9条第1項及び第4項並びに前条第2項から第4項までの規定は、幹事会の運用について準用する。

(作業部会)

第12条 幹事会に、その所掌事務について調査・研究させるため、作業部会を置く。

2 作業部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織し、別表第2に掲げる職にある者を充てる。

3 部会長は、作業部会を代表し、会務を総理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 第9条第1項及び第4項並びに第10条第2項から第4項までの規

定は、作業部会の運用について準用する。

(経費)

第 13 条 連絡会議に要する費用は、浦添市において負担する。

(費用弁償等)

第 14 条 会長、委員及び職員並びに第 10 条第 4 項(第 11 条第 5 項の規定により準用する場合を含む。)の規定により出席を求められたものは、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。

2 前項の費用の弁償等のうち旅費を支給する場合において、その額及び支給方法は、浦添市の職員に支給する旅費の例による。

(事務局)

第 15 条 連絡会議の事務局は、浦添市に置く。

(会議録)

第 16 条 会長は、事務局の職員に会議録を作成させるものとする。

(連絡会議の解散の場合の措置)

第 17 条 連絡会議が解散した場合における事務の承継については、浦添市長、中城村長及び北中城村長が協議の上これを定める。

附 則

この会則は、平成 年 月 日から施行する。

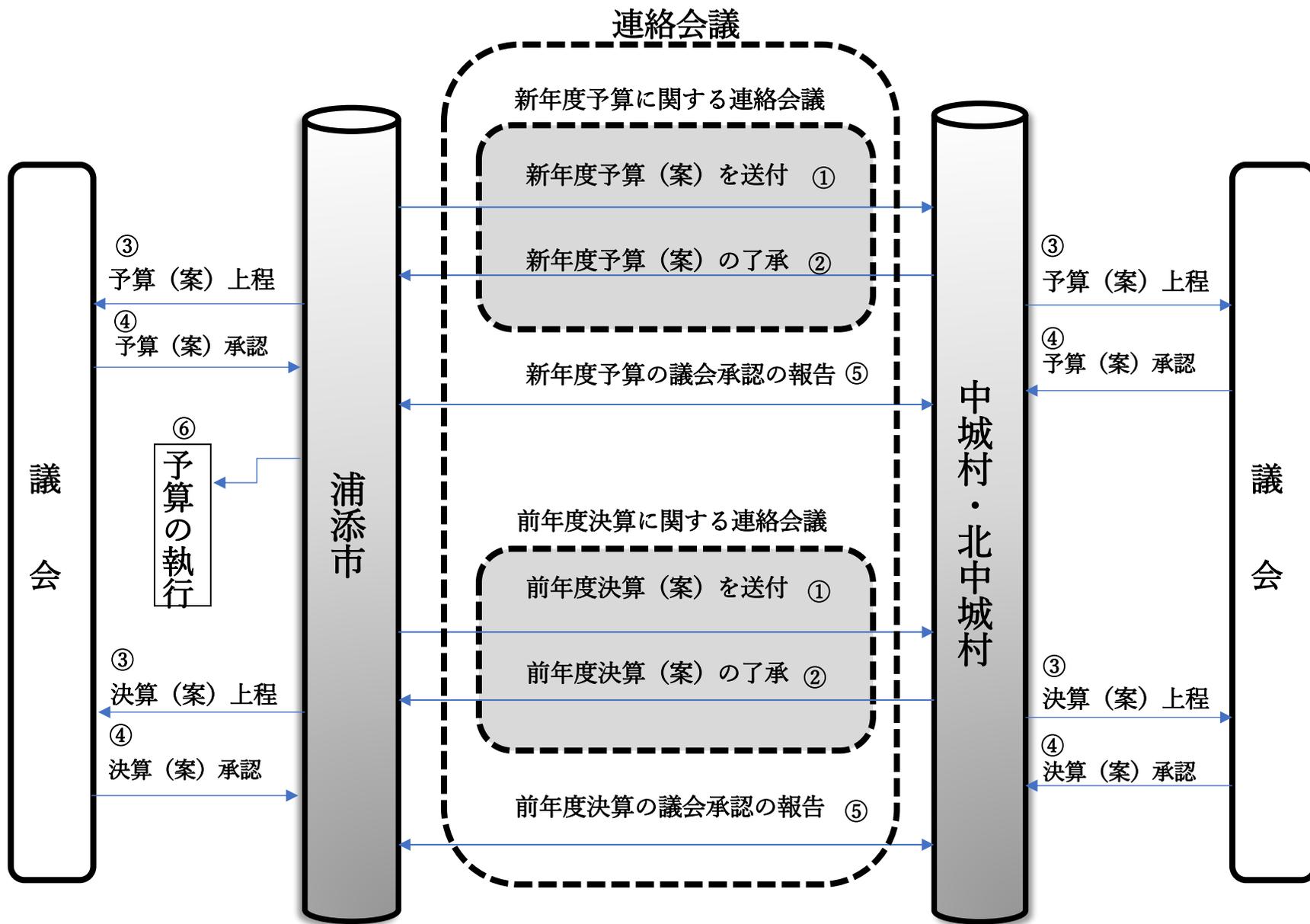
別表第 1 (第 11 条関係)

幹事長	浦添市 新クリーンセンター建設室長
副幹事長	中城村 住民生活課長 北中城村 住民生活課長
幹事	浦添市 環境保全課長 浦添市 環境施設課長 浦添市 新クリーンセンター建設室主査 浦添市 新クリーンセンター建設室技査 浦添市 環境保全課 環境推進係長 浦添市 環境保全課 環境整備係長 浦添市 環境保全課 環境整備係主査 浦添市 環境施設課 管理係長 中城村 住民生活課 生活環境係長 北中城村 住民生活課 環境対策係長

別表第 2 (第 12 条関係)

部会長	浦添市 新クリーンセンター建設室主査
副部会長	中城村 住民生活課 生活環境係長 北中城村 住民生活課 環境対策係長
部会員	浦添市 新クリーンセンター建設室技査 浦添市 環境保全課 環境推進係長 浦添市 環境保全課 環境整備係長 浦添市 環境保全課 環境整備係主査 浦添市 環境施設課 管理係長

◇ 浦添市・中城村・北中城村ごみ処理施設連絡会議の進め方



新クリーンセンター施設整備計画スケジュール

2018.07

年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	
	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	
事務内容	準備事務	地域計画	環境アセスメント					工事期間					※新施設供用開始
			基本計画・設計		性能発注業務 (要求水準書・公募・審査・選定)			実施設計・建設工事					
共同処理の体制等	※建設準備室の発足手続き ※基本合意書締結	※新一般廃棄物処理施設整備推進室発足 ※基本合意書・協議書の変更	※規約の議会議決	※事務の委託初年度			(規約施行)						(ごみ処理経費算定期間・供用開始前5年間の実績額) ・ごみ搬入量(実績) ・ごみ処理経費(均等割)算定